

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月8日(火)午後3時から午後3時55分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	10番	石橋慎司	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
13番	鈴木茂	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員
17番	小林須美子	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番	林博之	委員	19番	太田孝夫	委員
20番	小林重紀	委員	21番	椎名正和	委員
22番	平山敏之	委員	23番	宇野恵三郎	委員
24番	金城ハル子	委員	26番	関口孝男	委員
27番	寺本利幸	委員	28番	江波戸和男	委員
29番	秋山菊次	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

25番 土屋功 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

議案第4号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 6件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和4年3月農業委員会定例総会を開会いたします。

布施会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、3番伊藤明美委員、4番戸村光男委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番から5番までは、所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】

番号1番から5番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

10番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます

7番 　　番号2番と3番について、譲受人は新たに農地を取得し農業経営を行うも
のです。習得している農業技術からみても問題ないと思われ
ます。

12番 　　番号4番について、譲受人は番号2番、3番と同一で、新たに農地を取
得し農業経営を行うものです。習得している農業技術からみても問題ないと思
われます。

4番 　　番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第1号について、採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

（挙手全員）

議 長 　　賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　　次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　　それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、農業用資材置場及び駐車場(3台)用地として田2,078㎡を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

12番 　番号1番について、申請者は、農業用資材や農業用車両を主に自宅敷地内で保管していますが、今後の経営規模拡大を考え、申請地を農業用資材置場及び駐車場として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 　賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 　次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から4番について議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として田371㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑297㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、賃貸住宅用地として田304㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、賃貸住宅(6棟)用地として畑1,265㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 　　番号1番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活していますが、今後の生活を考え、申請地に住宅を建築する計画です。農地区分については、市役所から半径300m以内のため第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

11番 　　番号2番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活していますが、手狭となったため、実家の南側に位置する申請地に住宅を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

17番 　　番号3番について、譲受人は、周辺が宅地に囲まれた居住環境の申請地に賃貸住宅1棟を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号4番について、譲受人は、不動産関連の事業を主とする会社で、賃貸住宅としての需要が見込める申請地に賃貸住宅6棟を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」を
議題といたします。本案につきましては、去る3月3日、農地農政委員会が
開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長から報告をお
願ひいたします。

【農地農政委員長の報告】

14番 農地農政委員会から報告申し上げます。
本件につきましては、去る3月3日、午後2時20分より、市民ふれあい
センター3階大ホールにおいて、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定め
るため、審議しました。
審議した結果といたしまして、農作業標準賃金については、近隣市町の状
況を考慮し、賃金の変更は行わないものの、畑の除草を廃止する、との結論
となりました。
標準農作業料金については、機械代金の上昇、燃料価格の値上がりにより、
千葉県農業会議が設定する額及び近隣市町の状況を考慮し、水田耕起は、現
行の金額から100円増額し5,700円、水田代かきは、100円増額し
6,200円、畔塗りは、1円増額し37円、植え付けは、300円増額し
7,300円、刈り取りは、200円増額し18,200円、育苗は、30
円減額し720円、とすることとなりました。
審議した結果につきましては、別紙にて本日配付しました「農作業標準賃
金及び標準農作業料金(案)」のとおりです。
本総会において、承認決定されますよう、御審議の程、よろしくお願ひし
ます。

議 長 農地農政委員長からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第4号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)
について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件、利用権の中途解約に係る通知が6件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第4号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について	(別冊)
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	6件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年3月8日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。